

～多様な他者との関わりの機会の創出事業～

## おひさまクラブ・こどものくに・幼稚園2歳児クラス

大和富士幼稚園 未就園児クラス(おひさまクラブ・こどものくに)と 幼稚園2歳児クラスに在籍している2歳の方(3歳のお誕生日を迎えていない方)は、東大和市の補助事業『多様な他者との関わりの機会の創出事業』の対象となります。事業に関わる経費の一部が補助される為、令和6年10月より、下記の要件を満たす方は毎月の保育料が軽減されます。(3号児の第2子は、すでに軽減対象です。)

## 保育料軽減対象の方

・東大和市に住民登録があり、かつ おひさまクラブ・こどものくに・幼稚園2歳児クラス(2歳児の方)を2か月以上利用している方で、下記の該当する方(他市の方は対象になりません)

対象(東大和在住の方)	おひさまクラブ 後期 (10月～3月)	こどものくに 1歳児・2歳児	幼稚園2歳児クラス 2歳の方
※利用期間が2か月未満の方は、下記の対象になりません。			
収入に関わらず第2子以降の方	補助対象	補助対象	補助対象
生活保護世帯	補助対象	補助対象	補助対象
住民税非課税世帯	補助対象	補助対象	補助対象
年収360万円未満相当世帯	補助対象	補助対象	補助対象
東大和市以外に住民登録がある方	×	×	×

## 補助対象の方の10月以降の保育料について

保育料の補助対象の方は、ご自身で東大和市役所窓口で申請していただく必要があります。認定された方に対しては「認定証」が発行されます。手続きに時間がかかる為、毎月の保育料は従来通りの金額で振替させていただきます。軽減対象になったことが明らかになり、処理が終了した時点で支払い額と補助金額の差額をご返金させていただきます。

※東大和市のモデル事業の為、年度中に変更になる場合があります。

## 幼稚園2歳児クラスの保育料について

現在は3歳の誕生日までの保育料は定額となり、誕生日の翌月より1号児として認定され保育料が減額になります。軽減対象に認定された方は、3歳の誕生日までの保育料(2か月以上利用)に対して補助が出ます。

例 11月5日生まれの方の場合

11/5

3歳誕生日 ※誕生日翌月からは1号児になります

4/1～11/30(誕生日)までの保育料【軽減対象】

12/1～1号児

※この部分に対して補助が出ます。

(2か月以上在籍が条件です)